

届出による病床設置に係る取扱要領
(医療法第 7 条第 3 項、同法施行規則第 1 条の 14 第 7 項関係)

(目的)

第 1 条 この要領は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項に基づき、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び第 2 号に規定する診療所（以下、「特例診療所」という。）の開設者又は開設予定者（以下、「開設者」という。）が、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の 3 又は第 4 条第 2 項の規定により一般病床若しくは療養病床を設け、若しくは病床数を増加させる届出（以下、「病床設置届」という。）等を行う場合における取扱について定める。

(特例診療所)

第 2 条 特例診療所は、次のいずれかに該当し、別表 1 に定める該当区分ごとの基準（以下、「適合基準」）に適合する診療所とする。

- (1) 次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ医療法第 30 条の 7 第 2 項第 2 号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
 - ア 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
 - イ 急変時の入院患者の受入機能（年間 6 件以上）
 - ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
 - エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の 1 割以上）
 - オ 当該診療所内において看取りを行う機能
 - カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間 30 件以上）
 - キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
- (2) 無医地区または無医地区に準じる地区に所在し、入院機能を必要とする診療所
- (3) 小児科を標榜し、小児の入院医療を行う診療所
- (4) 産科又は産婦人科を標榜し、分娩を取り扱い、周産期医療を行う診療所

(手続等)

第 3 条 開設者は、事前協議書（様式 1）を、開設地を所管する保健所長を経由し、知事に対して提出しなければならない。

- 2 前項の事前協議書の提出があったとき、知事は、適合基準に基づき審査する。
- 3 前項の審査の結果、基準に適合しているものと認められるとき、知事は、関係する地域医療構想区域の調整会議（医療法第 30 条の 14 第 1 項に定める協議の場をいう。以下同じ。）における協議を経て医療審議会に対し諮問を行い、その答申を踏まえ、特例診療所に該当するか否かを決定し、開設者に対して通知する。
- 4 前項の規定により特例診療所に該当するものとして決定した場合、知事は、秋田県公式ウェブサイトにおいて、当該診療所の名称、所在地等を公表する。

(報告)

第 4 条 前条第 3 項の規定により病床設置届出診療所に該当する旨の通知を受け、病床設置届を行った開設者（以下、「届出病床設置者」という。）は、毎年 3 月末日までに特例診療所事業報告書（様式 2）を提出しなければならない。

- 2 前項による報告の内容は、関係する地域医療構想区域の調整会議において共有するとともに、医療審議会に報告する。

(指導及び決定取消)

第5条 特例診療所が適合基準を満たしていないと判断したとき、知事は、届出病床設置者に対し、期限を定めて適合基準を満たすよう指導を行う。

2 前項の規定による指導を行った場合において、同項の期限までに改善が認められないとき、知事は、関係する医療構想区域の調整会議での協議を経て医療審議会の意見を聴き、届出病床設置者に対し、期限を定めて当該病床数の削減又は廃止を求める。

3 前項の期限までに正当な理由なく当該病床数の削減又は廃止が行われない場合、知事は、特例診療所として認めた決定を取り消す。

4 前項の規定により特例診療所として認めた決定を取り消した場合、知事は、その旨を届出病床設置者及び当該診療所の所在地を所管する保健所長へ通知するとともに、関係する医療構想区域の調整会議において共有し、医療審議会に報告する。

(変更)

第6条 適合基準に関する事項に変更を生じた場合、届出病床設置者は、変更の内容を承認事項変更申出書(様式3)により知事に申し出なければならない。

2 前項の申出があった場合、知事は、第3条第2項の基準に基づき審査を行い、これに該当すると認めるときは、関係する医療構想区域の調整会議の協議及び医療審議会の諮問を経たものと見なし、特例診療所としての認定継続の可否を決定する。ただし、変更の内容が、第2条各号に定める該当区分の変更等、重大な変更であるときはこの限りでない。

3 前項の規定による審査等の結果、特例診療所に該当しないと決定した場合の取り扱いは、前条第4項の規定を準用する。

(雑則)

第7条 この要領に定めのない事項については、調整会議での協議を経て審議会の意見を聴き、別に定める。

別表 1 (第 2 条関係)

区 分	適合基準
第 2 条第 1 項第 1 号 地域包括ケアシステムの 構築のために必要な医療 が提供される診療所	次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。 1 在宅療養支援診療所の機能（診療報酬における在宅療養診療所の施設基準に適合） 2 急変時の入院患者の受入機能（年間 6 件以上） 3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能 4 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（受入数が年間入院患者のうち 1 割以上） 5 当該診療所内において看取りを行う機能 6 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔を実施する機能（年間 30 件以上。手術を実施した場合に限り、分娩において実施する場合を除く。） 7 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
第 2 条第 1 項第 2 号 へき地の医療が提供される ために必要な診療所	へき地診療所設置基準を満たし、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。
第 2 条第 1 項第 3 号 小児医療が提供されるた めに必要な診療所	小児科又は小児外科を標榜し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。
第 2 条第 1 項第 4 号 周産期医療が提供される ために必要な診療所	次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。 1 産科又は産婦人科を標榜していること。 2 実際に分娩を扱うこと。
第 2 条第 1 項第 5 号 救急医療が提供されるた めに必要な診療所	次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。 1 救急科を標榜していること。 2 在宅当番医制に参加し、必要に応じて二次救急医療機関に繋ぐ役割を担うこと。 3 救急病院等を定める省令に基づく「救急告示診療所」として知事の認定を受けるために必要な人員体制及び機器が整備されていること。 4 特例適用後に「救急告示診療所」として知事の認定を受けること。